

平成 23 年 9 月 6 日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 明田 昭

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び亀岡市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

議第 1 号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「、その論点を整理するための」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。